

鴻巣市高齢者福祉関連サービス一覧

※この他にも要件がある場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

※サービスを受給するには申請書の提出が必要です。

※鴻巣市に住所を有する方が対象です。

R7. 7. 1時点

サービス名	対象者	サービス内容	窓口
重度要介護高齢者手当	<p>65歳以上の方で、次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4・5もしくは、3か月を超えて入院している方で要介護4・5と同程度の方 ・介護保険料を滞納していない方 ・世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受けていない方 ・在宅重度心身障害者手当(月額5,000円)を受給していない方 	<p>月額5,000円の手当を該当月分まとめて指定の口座にお振込みいたします。</p> <p>【支給月】 8月…2月～7月分 2月…8月～1月分</p>	高年齢福祉担当 介護保険課
重度要介護高齢者紙おむつ等支給	<p>65歳以上の方で、次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4・5の方、要介護3で排尿排便が全介助の方、もしくは、3か月を超えて入院している方で同程度の方 ・介護保険料を滞納していない方 <p>※ただし、介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等・1か月を超えるショートステイ)に入所の方は除く</p>	<p>在宅等の方は、毎月3,000円を限度とした紙おむつを家庭に配達いたします。</p> <p>入院中で病院の紙おむつを利用している方で、領収書等を提出された方には、月額3,000円を限度としたおむつ代相当額を指定の口座にお振込みいたします。小売店等で購入した紙おむつ等も領収書等を提出された方におむつ代を振り込みます。</p>	高年齢福祉担当 介護保険課
重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業	<p>65歳以上の在宅かつ介護保険料を滞納していない方で、次のいずれかの要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4・5の方 ・ひとり暮らしで実態調査の結果サービスの提供が必要な方 	<p>市から委託を受けた民間業者が家庭を巡回して、寝具をお預かりし、乾燥消毒や丸洗いをしてお届けします。(無料)</p> <p>乾燥消毒…年10回 丸洗い…年2回</p> <p>※寝具…マットレス、敷布団、掛布団、毛布、枕</p>	高年齢福祉担当 介護保険課
重度要介護高齢者等訪問理容・美容サービス	<p>65歳以上の在宅かつ介護保険料を滞納していない方で、次の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4・5の方 	<p>理容店又は美容店へ行くことが困難な方に市内の理容師(理容組合加入店)、美容師(美容組合加入店のうち参加店)が家庭へ訪問し、散髪される場合に1回あたり4,000円を年4回まで補助します。なお、出張費を含む散髪代と補助額との差額は自己負担となります。</p>	高年齢福祉担当 介護保険課
在宅要援護高齢者介護者手当	<p>次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢65歳以上の要介護4・5と認定された方(=要援護高齢者)を在宅もしくは入院中で常時介護している方 ・要援護高齢者と市内において継続して1年以上同居し、3か月を超えて介護している方1名 <p>※この手当で「同居」とは、生計を一にし、住民票で世帯の構成が同一のことをさします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料を滞納していない方 ・在宅重度障害者介護者手当を受給していないこと ・介護者が要介護2～5の認定を受けていないこと 	<p>在宅の要援護高齢者を常時介護している者に対し、在宅福祉の増進に寄与するための手当を支給します。</p> <p>月額5,000円の手当を該当月分まとめて指定の口座にお振込みいたします。</p> <p>【支給月】 9月…1月～6月分 3月…7月～12月分</p>	高年齢福祉担当 介護保険課

サービス名	対象者	サービス内容	窓口
外出支援サービス	<p>在宅の65歳以上の方で、次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の介護保険第1号被保険者であること。 ・常時車椅子又は臥床の状態、公共交通機関を利用することが出来ない方 ・要介護認定もしくは要支援認定を受けている方又は介護申請中の方 ・介護保険料を滞納していない方 	<p>移送用車両により自宅と外出先(医療機関や介護保険施設等)との間を送迎します。自宅を拠点とする移動のみ対象です。</p> <p>1か月180分を限度に、費用の2割は自己負担となります。(利用限度額を超えた部分は自己負担となります。)</p>	<p>介護保険課 高齢福祉担当</p>
コミュニティバス『フラワー号』特別乗車証の発行	<p>市内在住の80歳以上の方と要介護・要支援の認定を受けている方には、特別乗車証を発行します。 ※介護保険課でも申請することができます。</p>	<p>【運賃】無料(特別乗車証を提示した方)</p> <p>コミュニティバス『フラワー号』や、デマンド交通『ひなちゃんタクシー』・『こうのす乗合タクシー』等の詳細に関しては、自治振興課までお問い合わせください。</p>	<p>防犯自治振興課 交通担当</p>
徘徊高齢者等探索サービス利用助成	<p>下記のいずれかに該当する方を、在宅で介護する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で認知症で行方不明になることが心配される方 ・40歳以上で若年性認知症の方でサービスが必要と認められる方 ・40歳以上で高次脳機能障害およびその他認知機能低下をきたす疾患を有する方でサービスが必要と認められる方 	<p>端末機を携帯します。利用者が行方不明になった場合に、介護者がGPSの位置情報システムを使用して、居場所の確認ができます。</p> <p>協定事業者が行う指定の探索サービスの加入料金及び月額の基本料金を市が助成します。</p> <p>※充電器・オプション費用等は利用者負担となります。</p>	<p>介護保険課 高齢福祉担当</p>
ひとり歩き高齢者みまもりグッズ等配布事業	<p>下記のいずれかに該当する方を、在宅で介護する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で認知症等で行方不明になることが心配される方 ・認知症等でサービスが必要と認められる方 	<p>みまもりシールを衣類や持ち物へ貼付けます。利用者が行方不明になった場合に、市民・警察・消防等がシールに印字されている二次元コード(WEB伝言板)を読み取って介護者とやりとりをすることで、居場所等を確認し迎えに行くのに役立れます。</p> <p>※無料</p>	<p>介護保険課 高齢福祉担当</p>
難聴者補聴器購入費助成事業	<p>下記の全てに該当する方が対象です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とされない方 ・指定医師が補聴器を装用する必要があると認めた方 ・市税の滞納がない方 	<p>【助成限度額・回数】40,000円・1回(助成決定日から5年経過で再申請可能)</p> <p>※補聴器を購入する前に、指定医師の意見書の提出や、市の審査・決定等があります。申請の流れをご確認ください。</p>	<p>介護保険課 高齢福祉担当</p>
高齢者あんしんみまもりサービス	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の在宅のひとり暮らしの方 ・65歳以上の方のみで構成される世帯に属する在宅の方であって、日常生活に不安のある方 <p>*いずれも、同一敷地内又は同一建物内に居住する65歳未満の親族等がいない方</p>	<p>市の委託事業者が行う指定の見守りサービス(※)を利用した際の利用料の全部又一部を市が負担します。</p> <p>※IoT電球等による見守り、定期的な訪問・電話による見守り、緊急通報機器の設置等のサービス</p> <p>〈市負担上限額〉月額2,000円(税込)まで</p> <p>※市負担上限額を超える利用料、サービス利用にかかる通信料、電気料金等は利用者負担となります。</p>	<p>介護保険課 高齢福祉担当</p>

サービス名	対象者	サービス内容	窓口
在宅高齢者等配食サービス	心身の機能低下や疾病等により安否確認及び栄養改善が必要で、次のいずれかの要件を満たす方 ・在宅で65歳以上の高齢者のみの世帯で、自ら食事を調達し調理することが困難な方 ・障害者手帳を所持する障害者で自ら食事を調達し調理することが困難な方	利用日につき1食、食事をお届けいたします。 1食500円の自己負担となります。	高齢者 介護保険課 福祉担当
日常生活用具給付事業	【火災警報器・自動消火器】 ・生活保護法による被保護世帯又は生計中心者が前年分所得税非課税世帯に属する方であって、概ね65歳以上の長期にわたって臥床している要介護高齢者 ・要介護認定において要支援以上と認定された概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等 ・介護保険料を滞納していない方	生計中心者の前年分所得税額に応じて一部自己負担となります。	高齢者 介護保険課 福祉担当
	【電磁調理器】 ・概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防災等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等 ・介護保険料を滞納していない方		
介護保険サービス利用者負担額助成金支給事業	次の要件を全て満たす方 ・年齢65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方 ・介護保険料の滞納が無い方 ・給付制限を受けていない方 ・生活保護を受けていない方 ・介護保険料の所得段階が第1～3段階の方(同一世帯内に住民税を課税されている方がいない方) ※介護保険料の所得段階は介護保険料決定通知書に記載されています。	介護保険在宅サービスの利用料(利用者自己負担額)を原則2分の1助成します。 ※高額介護サービス費の支給を受けている方は、利用料から高額支給額を差し引いた額を実質的な自己負担額とします。 在宅サービス…通所介護、訪問介護、ショートステイ等 申請月の介護保険サービス利用分から助成対象となります。	介護 介護推進課 担当
特別障害者手当	【対象】 20歳以上で著しく重度な障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 ※所得制限があります 【対象外】 ・施設入所中の方 ・病院等に3か月を超えて入院中の方	詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	障がい 福祉課 担当
避難行動要支援者避難支援	・要介護3～5の方 ・75歳以上の高齢者のみの世帯	災害発生時に自力で避難することが難しい方を地域で助け合うしくみです。申請内容を避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援に役立てます。	社会 福祉課 担当

サービス名	対象者	サービス内容	窓口
『障害者控除対象者認定書』の発行	認定基準日※において、要介護認定を受けている65歳以上の方 ※障害者控除の対象年の12月31日、または対象者が死亡した場合は死亡日	確定申告等の際に、障害者控除または特別障害者控除を受けることができる認定書を発行します。 障害者＝要介護1・2 特別障害者＝要介護3・4・5	高齢福祉担当 介護保険課
『おむつ代の医療費控除証明書』の発行	要介護認定時の主治医意見書にて、寝たきりの状態であり、カテーテルを使用していること、または、尿失禁が現在あるか、今後発生する可能性が高い状態であることが確認できる方(その他要件有り)	医師が発行するおむつ使用証明書に代わり、市がおむつ代の医療費控除証明書を交付します。	

【各種サービスのお問い合わせ先】

- 本庁
鴻巣市役所 TEL 541-1321(代表) FAX 541-1328
- 支所
吹上支所福祉グループ TEL 548-1213
川里支所福祉グループ TEL 569-1111 まで



相談窓口のご案内 ～お困りごとがございましたら、ひとりで悩まずお電話ください～

地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）

高齢者の方が住み慣れた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康等の相談を各地域包括支援センターが受け付けます。

地域包括支援センター川里苑	TEL 569-2650
地域包括支援センターこうのとり	TEL 596-2223
地域包括支援センター彩香らんど	TEL 595-3331
地域包括支援センターまむろ翔裕園	TEL 540-0294
地域包括支援センター吹上苑	TEL 548-8991

オレンジダイヤル（認知症なんでも電話相談）

医療、介護の専門職がご対応します。認知症についてなんでもご相談ください。

毎週月・水 9:00～16:00（祝日を除く）

鴻巣市認知症地域支援推進員
地域包括支援センターこうのとり内
TEL 596-2283

埼玉県思いやり駐車場制度のご案内

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を公布し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。制度の詳細は、埼玉県のホームページでご確認ください。

電子申請・郵送申請

埼玉県の福祉政策課で、電子申請または郵送申請を受け付けています。

制度詳細&電子申請はこちらから☞



窓口申請

鴻巣市にお住まいで要介護状態の方は、市役所の次の窓口でも申請できます。

- 介護保険課、吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ